

浄化槽の法定検査

【浄化槽法第7条検査（設置後等の水質検査）】

新しく設置された浄化槽が使用されてから、3ヶ月～8ヶ月に、適正に工事が行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているかどうか、また水質に問題が出ないかを確認する検査です。

■ 検査の内容

① 外観検査

- ・ 設置状況
- ・ 設備の稼働状況
- ・ 水の流れ方の状況
- ・ 使用の状況
- ・ 悪臭の発生状況
- ・ 消毒の実施状況
- ・ 蚊・ハエ等の発生状況

② 水質検査

- ・ 水素イオン濃度指数（pH）
- ・ 汚泥沈殿率
- ・ 溶存酸素量
- ・ 透視度
- ・ 残留塩素濃度
- ・ 生物化学的酸素要求量（BOD）

③ 書類検査

保守点検の記録等を参考とし、適正に設置・管理されているか否かについて検査します。

■ 検査料金

人槽区分	20人以下	21人～50人	51人～100人	101人～300人	301人～500人	501人以上
検査料金（円）	9,500	10,500	11,500	15,500	19,500	20,500

※ 上記検査料金は、浄化槽設置の際に（社）島根県浄化槽協会（工事業者）の方を通じて前納して頂きますので、7条検査の際に料金を請求することはありません。

【浄化槽法第11条検査（定期検査）】

保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか。水質に問題がないかを確認するために毎年1回行う検査です。

年度（4月から翌年3月）内に1回の検査として実施しています。

■ 検査の内容

① 外観検査

- ・ 設置状況
- ・ 設備の稼働状況
- ・ 水の流れ方の状況
- ・ 使用の状況
- ・ 悪臭の発生状況
- ・ 消毒の実施状況
- ・ 蚊・ハエ等の発生状況

② 水質検査

- ・ 水素イオン濃度指数（pH）
- ・ 溶存酸素量
- ・ 透視度
- ・ 残留塩素濃度

③ 書類検査

保守点検や清掃が適正に実施されているか、記録がきちんと保存されているか、記載内容が適切かどうかについて確認します。

■ 検査料金

人槽区分	20人以下	21人～50人	51人～100人	101人～300人	301人～500人	501人以上
検査料金（円）	4,500	5,500	7,000	11,000	15,000	16,000